

公益社団法人 東京都理学療法士協会 役員補欠選挙実施要綱

公益社団法人東京都理学療法士協会
選挙管理委員会

公益社団法人東京都理学療法士協会の選挙に関する規定の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員補欠選挙実施要綱として定める。なお、本要項実施に記載の「当選(人)」とは、選挙投票によりその得票順位が定数内に含まれた者を言う。

1.選挙人、被選挙人

- (1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
- (2) 選挙人、被選挙人資格について
 - 1)選挙人および被選挙人は令和5年10月1日(日)の時点において、会員として登録されているものとする。
選挙人、被選挙人の資格のない者は以下の通りとする。
 - ①休会者
 - ②会員資格が停止されている者(注) 会費未納者は、会費納入後に立候補する必要がある。
 - 2)選挙人、被選挙人名簿の作成
令和5年10月1日(日)時点の会員台帳をもとに、選挙人、被選挙人名簿を作成する。

2.任期について

補うべき役員(理事)の任期が令和5年度定期総会から令和7年度定期総会までであるため、当選確定日から令和7年度定期総会を任期とする

2.選挙の告示について

- (1) 役員補欠選挙告示日は令和5年10月7日(土)とする。役員補欠選挙告示は公益社団法人東京都理学療法士協会ホームページに掲載する。
- (2) 上記(1)に従い、ホームページ管理者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

3.立候補の受付について

- (1) 受付期間
立候補受付期間は令和5年10月9日(月・祝)から令和5年10月20日(金)とする。立候補を辞退する場合の締め切りは、令和5年10月27日(金)とする。

(2) 受付数が定数に満たない場合

- 1)立候補者が定数に満たない場合（理事1名未満）は、選挙に関する規定第2章第2条並びに第4章第13条に従い、その旨を東京都理学療法士協会理事会で報告する。
- 2)報告を受けた理事会は、役員選出が行われる臨時総会までに理事候補を推薦する。

(3) 立候補届の様式

1)届出方法

- (ア) 立候補は自由意志立候補のみとする。届出は Web のみとし、マイページへログインの上、選挙サイトへアクセスし立候補の届出を行う。
- (イ) 選挙サイトアクセス後、令和5年10月1日（日）時点の協会登録の氏名、会員番号等が表示される。自動表示された内容の一部は変更ができない。
- (ウ) 立候補受付辞退期間は令和5年10月27日（金）までとし、電子メールによる受付のみとする。
- (エ) 立候補受付期間中の内容の修正、変更が可能となる。立候補受付期間以降の届出は一切受け付けない。また、期間内にすべての手続きが完了できなかった場合や所定の書式を満たしていない場合の届出はすべて無効とする。

2)写真

本人のみが被写体で、脱帽した上半身のみカラー写真であること。
正面を向いた写真であること。

3)その他

- (ア) 立候補趣旨は最大40字×最大25行（1,000文字以下）に収まるよう作成する。
- (イ) 選挙サイト上に自動表示されるメールアドレスは、令和5年10月1日（日）時点の協会登録情報を参照しており、変更はできない。表示されたメールアドレスを選挙で用いるため、マイページに登録している会員情報は常に最新の情報に更新しておくこと。

4.立候補届の受理

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。選挙サイト上で一時保存のまま立候補受付期間を終了した場合は最終受付にならないので注意すること。Webによる受付が完了するとメールが自動送信されるが、これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届受領書を交付する。また、受理後であっても明らかな書類不備や虚偽記載等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補の辞退

立候補の辞退をする際には、電子メールにて選挙管理委員会へ連絡する。
立候補辞退届を受領した際には立候補辞退届出受領書を交付する。

5.立候補者一覧および選挙広報、投票用 ID、パスワードについて

(1) 投票用 ID・パスワード

投票用 ID、パスワードについては、マイページログイン ID、パスワードを用いる。
マイページログイン ID、パスワードを紛失された場合は、早めに再発行申請をする。

(2) 立候補者告示

立候補者の氏名や趣旨の告示については、令和 5 年 11 月 10 日（金）を目途に公益社団法人東京都理学療法士協会ホームページ上に掲載する。

立候補者名簿掲載順、選挙広報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては立候補届の承認順とする。

6.選挙運動

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙活動、公職選挙法に抵触する運動や関与をしてはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を準用する。

選挙活動を行える期間は、立候補届受領書を交付してから投票開始前日までとし、投票期間の選挙活動は行えない。

具体的な選挙運動の内容については別紙「選挙運動について」を参照。

7.投票について。

(1) 投票日：令和 5 年 11 月 27 日（月）正午

令和 5 年 11 月 19 日（日）から期日前投票を可能とする

(2) 投票方法（立候補者が定数以内の場合は投票を行わない）

マイページログイン後、投票サイトへアクセスする。

投票は単記投票方式とする。

(3) 白票は有効投票とする。

(4) 立候補者が 1 名の場合は投票を行わない。

8.開票について

(1) 開票日：令和 5 年 11 月 27 日（月）17 時 30 分

投票締切り後、速やかに行う。

(2) 開票立会人の選出

- 1)開票立会人は、立候補者から推薦される(選挙管理委員、立候補者以外の)者の中から選挙管理委員会が選出する。
 - 2)選出にあたっては5名を選出し3名を立会人、2名を予備立会人とする。
- (3) 投票データの保管について
- 1)投票期間中は選挙管理委員長又は選挙管理委員長から指名を受けた会員以外は、投票システム管理画面にアクセスできない。
 - 2)選挙管理委員長は開票日に開票立会人の立ち会いのもと、投票データをダウンロードする。
 - 3)選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを操作することができる。
- (4) 当選（人）について
- 1)得票数の多い者を当選人とする。
 - 2)役員定数に相当する数の者が複数名いた場合（同一投票数であった場合）は、開票終了後1週間以内に立候補者によるくじ引きにより当選人を決定する。くじ引きに参加できない立候補者は他の者に委任できる。立候補者および関係者はくじ引きの日および場所を指定できない。くじは選挙管理委員会で作成する。
 - 3)公益法人の理事に就任することができないことが判明した場合は、当選後であっても取り消すことがある。
 - 4)立候補者が1名の時は投票を行わず、総会において当該選挙の候補者をもって当選とする。
- (5) 選挙結果は公益社団法人東京都理学療法士協会ホームページ上で速やかに発表する。

9.異議申立について

異議申立の期間は令和5年11月30日（木）正午までとする。

異議申立の受付はメールによるものとする。申立先は選挙管理委員長とする。

10.当選証書の発行

当選証書の発行は当選が確定した後、当選証書を発行する。

11.お問い合わせ

*連絡先

公益社団法人 東京都理学療法士協会 選挙管理委員会

メールアドレス：senkan(a)pttokyo.net

*メール送信時は(a)を@に変えてください。